

愛媛県庁渇水対応マニュアル

令和2年2月策定

令和2年4月改正

令和3年4月改正

令和5年4月改正

令和7年5月改正

愛 媛 県 土 木 部

目 次

1	本マニュアル策定の背景・趣旨	1
	(1) 愛媛県の地勢	
	(2) 気候変動による異常気象	
	(3) 頻発する渇水の危機	
2	渇水の定義	2
3	渇水対応の各主体	
	(1) 渇水調整協議会等	3
	(2) 市町	3
	(3) 県	3
	(4) 自衛隊・民間企業等	4
4	渇水レベルの設定	5
5	県における渇水対策組織	
	(1) 愛媛県渇水対策庁内連絡会議	6
	(2) 愛媛県渇水対策本部	7
6	各課室の役割・行動	9
7	被害状況等の取りまとめ・報告	28
	(1) 定期報告	
	(2) 特別（緊急）報告	
8	県において実施・検討する渇水対策・支援メニュー	29
	(1) 各課室所管施設の節水対策	
	(2) 各課室における県民生活・事業活動支援メニュー	
	(3) 用水の確保	
9	県以外からの協力・支援体制	30
	(1) 広域レベルで協定締結しているもの	
	(2) 市町レベルで組織（協議会）設置又は協定締結しているもの	
	(3) 民間との協力体制	
	(4) 自衛隊による支援	

〔参 考〕

○愛媛県渇水対策本部要綱（平成19年6月制定）	31
○愛媛県渇水対策庁内連絡会議要綱（平成19年6月制定）	34
○河川法〔抄〕（昭和39年法律第167号）	36

[資 料 編]

1	県内の渇水対応体制及び過去の対応状況	38
2	各市町の水源・給水域の状況	39
3	気象データから分かる渇水危機	
	(1) 日本の平均気温の経年変化	46
	(2) 日本の降水量の経年変化	47
	(3) // (夏季と通年との比較) ..	48
	(4) 台風の発生個数と接近数・上陸数の割合	49
	(5) 無降雨日数の推移	49
	(6) 豪雨日数の推移	50
4	過去の渇水アーカイブ	
	(1) 平成6～7年渇水（県渇水対策本部設置）	51
	(2) 平成14～15年渇水（県渇水対策庁内連絡会議設置）	64
	(3) 平成19年渇水（ // ）	68
	(4) 平成20年渇水（ // ）	70
	(5) 平成21年渇水（ // ）	72
	(6) その他（渇水対応に係る県組織の立ち上げに至ら なかったものの、渇水対応を準備していた年の状況）	74
5	海水淡水化装置の導入状況	77
	(1) 本県の導入状	
	(2) 県外の導入状況	

1 本マニュアルの策定の背景・趣旨

このマニュアルは、以下のような背景や趣旨から、渇水対応に入る前の段階から有事の際に至るまでの県の取るべき行動について、あらかじめ取り決めておき、最前線で渇水対応に当たる市町とともに県が適切に対応することにより、県民生活の安全・安心に寄与することを目的として策定したものである。

なお、本マニュアルの内容は、最新の知見に基づき、随時更新するものとする。

(1) 愛媛県の地勢

愛媛県は、典型的な瀬戸内海型気候であり、降水量は、宇和海に面した地域や山間部を除いて、全国平均よりも少なくなっている。特に、松山市や今治市などを含む瀬戸内海沿岸部は、西日本最高峰の石鎚山（標高1,982m）や四国カルストを含む四国山地と中国山地とに挟まれ、夏は南から、冬は北からの湿った季節風がそれぞれの山地に当たり降水させた後、乾いた風となり山を越えて瀬戸内海側に吹き込むため、年間を通じて降水量が少なくなっている。

また、愛媛県では、高知県境にある四国山地から重信川・肱川などの河川が数多く流れ出しているが、急峻な地形のため水源から海までが極めて近いこと、分水嶺が海に迫っていることなどから、降った雨はすぐに海に流出してしまい、県土に^{かん}涵養される水量はわずかである。

こうした地勢を有する愛媛県は、古くから、水資源の確保に苦勞してきた。

(2) 気候変動による異常気象

近年、温暖化等の気候変動により、平成30年7月の西日本豪雨や令和元年に日本列島に相次いで襲来した台風などによる短時間豪雨は増加し、多大な被害をもたらす一方で、無降雨日の増加傾向が見られており、水源からの取水制限は全国各地で毎年のように繰り返されている。

(3) 頻発する渇水の危機

本県においては、平成6年に、主に梅雨から夏季にかけての降水量の不足を原因とする深刻な渇水に陥り、松山市において61日間続いた5時間給水等、県内各地で時間断水を強いられた経験があるが、この年以降も、県内各地で頻繁にダム^の取水制限や減圧給水に至る事態が続いており、今後も、気候変動の影響により、渇水の頻発化、長期化、深刻化の懸念が拭えない。仮に水源の枯渇に至った場合には、いうまでもなく、県民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障を及ぼすこととなることから、平成6年の大渇水級の危機は再び起こるものと認識し、こうした事態に常日頃備えておくことが肝要である。

2 渇水の定義

「渇水」は、「日本の水資源の現況」（国土交通省 水管理・国土保全局水資源部）用語の解説において、次のとおり定義されている。

○一般的には、水資源としての河川の流量が減少又は枯渇した状態をいう。

○流域の降水量が相当程度の期間にわたって継続して少なくなり、河川への流出量が減少したため…

- ・（自然現象として）河川の流量が確保すべき流量より少ない流量が継続する状態をいう。
- ・（需要面からみて）ダム等の水資源開発施設からの通常の補給を行うことが困難となり、平常時の取水方法で必要な量の取水を完全には行えなくなった状態をいう。

なお、災害対策基本法においても、「渇水（干害）」は災害として定義されている。

【災害対策基本法】（昭和36年11月15日公布）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **災害** 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り**その他の異常な自然現象**又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

このうち、その他の異常な自然現象について、『逐条解説 災害対策基本法』において、以下のとおり記載されている。

【逐条解説 災害対策基本法（防災行政研究会編集）】（P71 第2条 定義）

「**その他の異常な自然災害**」としては、冷害、**干害**、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降等が含まれる。

3 渇水対応の各主体

(1) 渇水調整協議会等

各水系の利水者や河川管理者で組織し、渇水の危機が迫った時には、水源からの取水制限等の対策を実施するため、構成員間で協議し、決定を行う。

(2) 市町

水源の枯渇は、県民生活に直接かつ重大な影響を及ぼすことから、住民に身近な市町において、適時適切に具体的な対応を始めることが求められる。具体的には、渇水対策本部等の組織を設置して、市町の組織を挙げて住民に対する節水啓発等の対策を早い段階から実施する。

(3) 県

(2) の市町が行う渇水対応に関し、総合的な渇水対策を推進するため、あらゆる方面からの情報収集^{※1}に努めるとともに、広域調整の観点から、複数の市町で渇水対応が生じた場合で要件を満たすとき（「4 渇水レベルの設定」において規定する「渇水レベル2」となったとき）は、県の渇水対応のための組織を立ち上げて、渇水対応に当たるものとする。具体的には、県施設の節水対応に取り組むほか、県独自の節水対策に係る広報^{※2}を行う。

また、渇水の状況が更に深刻化し、県民生活に重大な支障が生じた場合は、県自ら県民生活への支援などに取り組むものとする。

※1 情報収集

- ・市町・民間企業・各種団体等の渇水対応に関する情報
- ・各水源の取水制限等の渇水調整に関する情報
- ・気象情報（少雨に関する情報・台風情報） など

※2 広報

県ホームページ・県民だより・県政広報番組・ラジオ・新聞広告など使用できるチャンネルをフル稼働し、次の内容について呼び掛け・情報提供等を行う。

- ・市町の節水PRの取組みを報道
- ・県自ら節水PR
- ・県民への協力要請
- ・大口利用者への節水協力要請
- ・住民や企業に対する影響・被害の状況
- ・給配水の状況
- ・渇水解消に向けた今後の見通し

(4) 自衛隊・民間企業等

物資（生活用水を含む。）の運搬や海水淡水化装置の設置など、県民生活への支援を自発的に、又は県からの要請に応じて対応する（平成6年渇水時において、協力をいただいた実績あり）。

4 渇水レベルの設定

県が適時かつ的確に渇水対応に取り組むため、平常時を除き、渇水の深刻度の軽い順に次のとおり５段階のレベルを設定し、各課室が具体的な行動を取るための目安とするとともに、後記「５ 県における渇水対策組織」において規定する連絡会議、対策本部等の組織の設置及び解除の判断基準として運用する。

渇水レベル		判断基準（時期）	対処内容
平常時		渇水が意識されないような日頃から、河川管理者・ダム設置者・各利水者（生活用水・農業用水・工業用水）の関係課は、降水量等の気象やダム貯水率等の水源データを注視し、渇水の予兆の把握に努めるものとする。	
注意体制	レベル 1	降水量の少ない状況が続き、各水源の渇水調整協議会等が開催され、又は県内の水源のいずれかで取水制限等が開始された時期	回覧板による庁内関係課間の情報共有を開始
警戒体制	レベル 2	複数の市町において、生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障が報告された時期、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策が実施された時期	連絡会議の設置 節水 P R の開始
	レベル 3	水源からの取水制限や給水制限（初期段階の程度が軽いもの）の措置が複数の市町において発生し、気象状況からある程度長期にわたって継続すると見込まれる場合	対策本部への移行を検討
非常体制	レベル 4	給水制限（時間給水など程度の重いもの）の措置が複数の市町において発生し、県民生活や産業活動等への影響が顕著となる時期	対策本部の設置
	レベル 5	既存の水源の枯渇が迫り、県として県民生活や産業活動等を守るための施策の積極的な実施が求められる時期	生活用水の運搬等代替水源の確保策の検討・実施

5 県における渇水対策組織

(1) 愛媛県渇水対策庁内連絡会議（渇水レベル2・3）

「愛媛県渇水対策庁内連絡会議要綱」（平成19年6月制定。以下「会議要綱」という。）に基づく愛媛県渇水対策庁内連絡会議（このマニュアルにおいて「連絡会議」という。）は、前記「4 渇水レベルの設定」において規定する「渇水レベル2」（警戒体制）に達したと認められる場合において、次により設置する。

①事務局（会議要綱第6条参照）

連絡会議の事務局は、土木部河川港湾局河川課に置く。

また、設置及び解散の判断は、同課で行う。

②協議事項（会議要綱第3条参照）

ア 渇水情報の集約及び分析

イ 渇水被害の把握

ウ 渇水対策の検討

エ その他会長（土木部河川港湾局長）が必要と認める事項

③設置時期（会議要綱第2条参照）

県内の複数の市町において、当該市町のいずれかで生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障（水の出が悪くなる、企業の生産活動の縮小を余儀なくされるなど）等が報告されたとき、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策（取水制限、節水対策など）が実施された場合に、気象状況を踏まえて設置する。

④解散時期（会議要綱第2条参照）

連絡会議は、次のア又はイを満たす場合に、解散するものとする。

ア 対策本部が設置されたとき。この場合においては、連絡会議から対策本部へ自動的に移行するとともに、連絡会議は解散するものとする。

イ 渇水解消の見通しがついたとき。具体的には、次のような状況に至り、連絡会議が設置された際の渇水の要因が解消され、各市町の渇水対策本部等が全て解散となり、又は当該市町で実質的な渇水対応を終了したときに、解散するものとする。

- ・連絡会議設置の要因となっている水源状況に関して、台風や梅雨時期の降雨等によりある程度の降水量があったこと等により、当該水源の貯水率が現に取水制限を緩和する程度にまで回復し、その後平年並み程度まで回復すると見込まれる目途が立ったとき。

- ・各水源状況の回復により、各水源からの取水制限や上水道の減圧給水等の給水制限が次第に解消（緩和）され、用水の具体的な支障が回避される見通しとなったとき。

・気象情報から、今後も継続的な降水が期待できると判断されるとき。

（２）愛媛県渇水対策本部（渇水レベル４・５）

「愛媛県渇水対策本部要綱」（平成19年６月制定。以下「本部要綱」という。）に基づく愛媛県渇水対策本部（このマニュアルにおいて「対策本部」という。）は、前記「４ 渇水レベルの設定」において規定する「渇水レベル４」（非常体制）に達したと認められる場合において、次により設置する。

①事務局（本部要綱第８条参照）

対策本部の事務局は、土木部河川港湾局河川課に置く。

また、設置及び解散の判断は、同課で行う。

②任務（本部要綱第３条参照）

- ア 全県的な渇水情報の集約及び分析
- イ 全県的な渇水被害の把握
- ウ 全県的な渇水対策の取りまとめ及び県民、企業等への広報活動
- エ 渇水地域に対する広域的な用水確保対策の調整及び指導
- オ 渇水被害を防止し、又は軽減するための応急対策の実施
- カ その他必要とする事項

③設置時期（本部要綱第２条参照）

水源の取水制限などにより、県民生活に欠くことのできない生活用水、農業用水及び工業用水が著しく不足した場合に、次のア又はイを満たす場合に設置する。

ア 県内の複数の市町において生活用水の給水制限が実施された場合で、県民生活や産業活動に重大な影響を及ぼすおそれがあり、被害の規模、社会的影響等を考慮し、県庁一丸となって対策を講じる必要があると知事が認めたときに設置する。なお、これに先立って連絡会議を立ち上げていた場合は、連絡会議から対策本部へ移行するものとする。

イ その他知事が必要と認めるとき。

④解散時期（本部要綱第２条参照）

渇水解消の見通しがついたとき。具体的には、次のような状況に至り、対策本部が設置された際の渇水の要因が解消され、各市町の渇水対策本部等が全て解散となり、又は当該市町で実質的な渇水対応を終了したときに、解散するものとする。

なお、原則として、対策本部から連絡会議への移行は行わないものとする。

- ・対策本部設置の要因となっている水源の枯渇状態に関して、台風や梅雨時期の降雨等により相当の降水量があったこと等により、当該水源の貯水率が現に平年並み程度まで回復し、又は同程度まで回復すると見込まれる目途が立ったとき。

- ・各水源状況の回復により、各水源からの取水制限や上水道の断水、減圧給水等の給水制限が次第に解消（緩和）され、県民生活や産業活動への影響が回避される見通しとなったとき。
- ・気象情報から、今後も継続的な降水が期待できると判断されるとき。（ただし、対策本部の解散に当たっては、松山地方気象台等の意見も得ながら、より慎重に判断するものとする。）
- ・他県や国など広域的な支援を受けていた場合で、当該支援の必要がなくなったとき。

⑤ 地方対策本部（本部要綱第6条参照）

本部設置の要因となった渇水状況にある市町（以下「要因市町」という。）を管轄する地方局を単位として設置する渇水対策本部の地方組織である。

本部要綱においては、「本部長（知事）が必要と認めるとき」に「設置することができる」こととしているが、実務上の取扱いとしては、要因市町を管轄する地方局においては、原則として、対策本部の設置と同時に設置するものとし、その他の地方局においては、その後の気象状況等により当該地方局所在の市町において渇水の状況が顕著になった場合に、設置を検討するものとする。

ア 事務局

地方対策本部の事務局は、当該地方局地域産業振興部総務県民課に置く。

イ 設置時期

要因市町を管轄する地方局においては、対策本部の設置と同時に設置する。その他の地方局においては、その後の渇水の状況を踏まえて設置する。

ウ 任務

本部の指示に従い、管内における対策本部の任務に従事するとともに、情報収集等の窓口として、管内の情報を集約・整理し、対策本部に連絡することを任務とする。

エ 特例設置

県内で渇水対応を行っている市町が一つしかない状況（県の組織を立ち上げる状況にない状況）であっても、県民の大部分の生活に大きな影響が見込まれる場合（松山市や今治市など人口規模の大きな市町の場合）や、干ばつによる農作物への被害が出るなど本県の主要産業である第1次産業に多大な影響が見込まれる場合（特に南予地方の市町）等は、地方対策本部のみを立ち上げることもあり得ることとする。

この場合において、本庁においては、当該地方対策本部の活動の後方支援を行うため、連絡会議相当の組織を併存させることとする。

⑥ 幹事会（本部要綱第7条参照）

対策本部の実働部隊として、対策本部の設置と同時に設置するものであり、関係課長で構成し（後記「6 各課室の役割・行動」の表の「課室名」欄に●

又は▲で示す課)、本部の事務に従事させる。

6 各課室の役割・行動

渇水対応に係る庁内各課室の役割及び渇水レベルごとの行動内容については、次ページからの表のとおりである。各課室は、有事の際には、同表に基づき、渇水対応に当たるものとする（県庁版タイムラインとして運用）。

なお、各課室は、レベル2以降においては連絡会議からの指示、レベル4以降においては対策本部からの指示を受けて行動することを基本とするが、緊急を要する場合等に、各課室の所掌事務の範囲内において独自に対応することを妨げない。

【庁内各課室の渇水対応に係る役割等】

部 名	課室名	役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
総 務 部	行政経営課 ●	総務部関係団体・施設に関すること（総括）。★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） ⇒		対策本部幹事として従事（課長） ⇒	
	財産活用推進課	県庁舎（地方機関庁舎を除く。）に関すること。 ※庁舎所在市町が渇水対応を行っている場合に限る。◎	・洗面所等に節水の掲示	連絡会議委員として従事（課長） （レベル 1 の対応継続） ・職員に対し、庁内放送や全庁掲示板による節水の呼び掛け	連絡会議委員として従事（課長） （レベル 2 の対応継続） ・本庁舎の共有スペースに渇水状況が分かる展示物を掲示 ・本庁舎入居団体（食堂、喫茶等）への節水の協力要請	対策本部幹事として従事（課長） （レベル 3 の対応継続） ・小便器及び手洗い等の水量調整 ・節水ゴマの設置 ・樹木等への散水の中止及びかん水対応 ・公用車の洗車制限（ホース洗車からバケツ洗車へ変更） ・本庁舎入居団体への節水指導	対策本部幹事として従事（課長） （レベル 4 の対応継続） ・小便器及び手洗い等の一部閉鎖 ・樹木等へのかん水中止 ・原則として、公用車の洗車中止 ・水冷式空調運転の制限又は中止

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「―」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

	人 事 課	○	渇水対応に係る組織体制に関すること。	★	—	—	—	対策本部幹事として従事（課長） 庁内の業務執行状況の注視及び情報収集	庁内の業務執行状況に応じ、組織体制の見直しについて適宜対応
部 名	課 室 名		役 割		渇水レベルごとの具体的行動内容				
					レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
総 務 部	財 政 課	○	渇水対策に係る予算編成に関すること。	★	—	—	—	対策本部幹事として従事（課長） ・ 予算執行の調整 ・ 予算編成方針の策定	⇒
	市 町 振 興 課	○	市町の行財政等に係る一般的助言に関すること。	★	市町と情報共有を図るとともに、必要な助言の実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	私 学 文 書 課		私立学校に関すること。	◎	—	私立学校への節水啓発等の実施	取水・給水制限の措置状況の周知	私立学校の状況及び水源が枯渇した場合の影響等の把握	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
企画振興部	総合政策課	●	企画振興部関係団体・施設に関すること（総括）。★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） ⇒		対策本部幹事として従事（課長） ⇒	
	地域政策課 交通政策室	○	交通運輸関係団体に関すること。◇	—	—	トラック協会等との協定に基づく、生活必需品（飲料水等）輸送依頼に係る事前の調整を行うなど、臨機応変に対応	トラック協会等との協定に基づく、生活必需品（飲料水等）輸送依頼	⇒
	広報広聴課	○	渇水対策に係る広報に関すること。★	県の節水への取り組みや節水要請等について、可能な媒体により広報を実施	⇒	⇒	⇒	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	地域スポーツ課 ●	観光・スポーツ・文化部関係団体・施設に関すること（総括）。	★	部内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長）		対策本部幹事として従事（課長）	
		市町が所管するスポーツ施設に関すること。	◎	—	—	情報収集の実施	⇒	⇒
	文化振興課	市町が所管する文化施設に関すること。	◎	—	—	情報収集の実施	⇒	⇒
	観光国際課	県内観光施設・観光団体等に関すること。	◎	—	各観光施設・観光団体に対する節水の呼び掛け	⇒	・各観光施設・観光団体に対する一層の節水の呼び掛け ・観光施設運営状況に関する情報発信の呼び掛け	⇒
		県内観光客の対策に関すること。	◎	—	庁内関係課との情報共有開始	観光情報サイトや外国人向けに多言語での情報発信	⇒	⇒

【凡 例】

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名	役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
県民環境部	県民生活課 ●	県民環境部関係団体・施設に関すること（総括）。★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長）⇒		対策本部幹事として従事（課長）⇒	
		生活関連商品価格等への影響に関すること。◎	—	部内各課室との連絡調整及び所管の団体・施設所管課からの情報取りまとめ	⇒	⇒	部内各課室が検討する県民生活の支援対策の総括
		NPO法人等に関すること。◎	—	適宜、情報収集	⇒	⇒	影響が大きくなった場合の対応策の検討
	防災危機管理課 ※危機管理の総合調整 ●	災害派遣に関すること。★◇	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長）⇒		対策本部幹事として従事（課長）⇒	
				自衛隊への情報提供	—	—	必要に応じて自衛隊の派遣要請

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 課	●	保健福祉部関係 団体・施設に関 すること（総括）。★	庁内関係各課との情 報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） ⇒		対策本部幹事として従事（課長） ⇒	
			救護施設に関す ること。◎	適宜、情報収集	・適宜、情報収集 ・関係機関・団体と の連携確認 ・施設への節水啓発	・連絡体制（本庁、 地方局・支局、救 護施設）の確立 ・施設への節水啓発 ・施設のニーズ把握 ・取水制限が強化さ れた場合の影響・ 対応予定調査	・適宜、情報収集 ・関係機関、団体と の連携の窓口 ・施設のニーズ把握 ・水源が枯渇した場 合の影響・対応予 定調査	・適宜、情報収集 ・施設のニーズ把握 ・代替水源・施設の 確保等への調整
	医 療 対 策 課		医療機関に関す ること。◎	—	・病院など医療機関 へ情報提供（えひ め医療情報ネット のHPに掲載） ・医師会等関係団体 へ情報提供（メール） ・災害医療コーディネータ に情報提供（メール）	（レベル2の対応継続） ・広域災害救急医療 情報システム(EMIS)を 「警戒モード」に切 り替え、病院の給 水ニーズを調査 ・医師会等関係団体 から診療所等の給 水ニーズを調査 ・適宜、各市町と連 携して医療機関へ 給水支援	（レベル3の対応継続） 適宜、人工透析患 者、入院患者等の 移送を検討	（レベル4の対応継続） 適宜、人工透析患 者、入院患者等の 移送に係る搬送車 両・医療救護班・ 宿泊先の確保

【凡 例】

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
保 健 福 祉 部	薬務衛生課		衛生対策指導に 関すること。◎	—	適宜、情報収集	⇒	・衛生対策・啓発の 実施 ・衛生状態悪化に関 する状況把握	衛生状態悪化事案 に対する対応検討
			公衆浴場に関す ること。◎	—	・適宜、情報収集 ・節水への協力要請	⇒	・公衆浴場の経営状 況の把握 ・一層の節水への協 力要請	⇒
	子育て支援課 障がい福祉課 長寿介護課		児童福祉施設、 社会福祉施設等 に関すること。◎	地方局と連携の上、 情報収集開始	・適宜、情報収集 ・関係機関・団体と の連携確認 ・施設への節水啓発	・施設への節水啓発 ・施設のニーズ把握 ・取水制限が強化さ れた場合の影響・ 対応予定調査	・適宜、情報収集 ・関係機関、団体と の連携の窓口 ・施設のニーズ把握 ・水源が枯渇した場 合の影響・対応予 定調査	・施設のニーズ把握 ・代替水源・施設の 確保等への調整

〔凡 例〕

- ①対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ②「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
経 済 労 働 部	産 業 政 策 課 ●	経済労働部関係 団体・施設に関 すること（総括）。★	庁内関係各課との情 報共有開始		連絡会議委員として従事（課長） ⇒		対策本部幹事として従事（課長） ⇒	
		県内企業に関す ること。◎	—	—	県内企業への影響 について、情報収 集		⇒	部内各課室が検討す る県民生活、県内企 業等への支援対策の 総括
	企 業 立 地 課 ●	工業用水に関す る情報収集等に 関すること。□	・ 庁内関係各課との 情報共有開始 ・ 工水取水制限に関 する情報収集 ・ 工水給水先企業等 への影響に関する 情報収集		連絡会議委員として従事（課長） ⇒		⇒	⇒
		金融支援に関す ること。◇	関係各課、関係機 関との情報共有	⇒	⇒		⇒	⇒
	経 営 支 援 課							

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
農 林 水 産 部	農 政 課 ●	農林水産部関係 団体・施設に関 すること（総括）。	★	庁内関係各課との情 報共有開始	連絡会議委員として従事（課長）		対策本部幹事として従事（課長）	
					部内各課室との連絡 調整及び所管の団 体・施設所管課から の情報取りまとめ	⇒	⇒	部内各課室が検討す る県民生活の支援対 策の総括
		農林水産物被害 の状況把握に関 すること（総括）。	★	—	農作物への被害調 査開始	⇒	農作物への被害調 査取りまとめ	⇒
	農 業 経 済 課	農業被害に対す る農業保険に関 すること。	◇	—	関係各課、関係機 関との情報共有	⇒	・ 関係各課、関係機 関との情報共有及 び連携 ・ 農業共済組合に対 する損害防止の周 知、被害の早期把 握、適切かつ迅速 な損害評価等の指 導	・ 関係各課、関係機 関との情報共有及 び連携 ・ 早期支払及び仮渡 しに向けた、農業 共済組合に対する 適切かつ迅速な損 害評価等の指導及 び状況確認
		農業被害に対す る金融支援に関 すること。	◇	—	関係各課、関係機 関との情報共有	⇒	・ 関係各課、関係機 関との情報共有及 び連携 ・ H P 等で利用でき る資金等の周知	・ 関係各課、関係機 関との情報共有及 び連携 ・ H P 等で利用でき る資金等の周知 ・ 相談窓口の開設

【凡 例】

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名	役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
農 林 水 産 部	農地整備課	● 農業用水（農業用水ダム及びため池を含む。）に関すること。	□ ・適宜、情報収集 ・庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） ⇒ 庁内関係各課との情報共有	⇒	⇒ 対策本部幹事として従事（課長） 代替水源確保支援策の検討	⇒ 代替水源確保支援策の検討・実施
	農産園芸課	● 農作物に関する状況把握に関すること。	◎ ・庁内関係各課との情報共有開始 ・地方機関からの情報収集開始	連絡会議委員として従事（課長） ⇒ ・地方機関からの情報取りまとめ ・農作物への影響調査開始	⇒	⇒ 対策本部幹事として従事（課長） ・地方機関からの情報取りまとめ ・農作物への影響調査取りまとめ	⇒
		● 渇水時における技術指導に関すること。	◇ —	技術対策情報の発出	節水栽培の啓発	⇒	水需要の少ない農作物への作付け転換推進
		◎ 農業団体等との連携に関すること。	◎ 関係農業団体からの情報収集開始	関係農業団体からの情報収集及び取りまとめ	（レベル2の対応継続） 節水技術対策に係る啓発・連携	（レベル3の対応継続） 農作物の作付計画に係る見直し協議	・節水技術対策に係る啓発・連携 ・関係農業団体からの情報収集及び取りまとめ

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
農 林 水 産 部	畜 産 課		畜産経営に関すること。◎	・ 地方機関及び関係団体からの情報収集開始 ・ 家畜及び飼料作物への影響調査開始	・ 庁内関係各課と情報共有 ・ 地方機関及び関係団体からの情報取りまとめ ・ 対策技術資料の発出 ・ 家畜及び飼料作物への影響取りまとめ	・ 庁内関係各課と情報共有 ・ 地方機関及び関係団体からの情報取りまとめ ・ 家畜及び飼料作物への影響取りまとめ ・ 畜産物への影響調査開始	・ 庁内関係各課と情報共有 ・ 地方機関及び関係団体からの情報取りまとめ ・ 家畜及び飼料作物への影響取りまとめ ・ 畜産物への影響取りまとめ ・ 関係団体との対策協議	⇒
	林 業 政 策 課	特用林産物に関する状況把握に関すること。◎	—	・ 地方機関・関係団体との情報共有	・ 地方機関・関係団体との情報共有 ・ 特用林産物への影響調査開始 ・ 注意喚起	・ 地方機関・関係団体との情報共有 ・ 特用林産物への影響調査とりまとめ	⇒	
		森林被害に対する森林保険（実施機関：愛媛県森林組合連合会）に関すること。◇	—	・ 地方機関・林業関係者との情報共有	・ 地方機関・林業関係者との情報共有 ・ 森林への影響調査開始 ・ 注意喚起	・ 地方機関・林業関係者との情報共有 ・ 森林への影響調査取りまとめ ・ 森林保険に対し、損害防止の周知のほか、被害の早期把握、適切かつ迅速な損害評価等を指導	・ 地方機関・林業関係者との情報共有 ・ 森林への影響調査取りまとめ ・ 森林保険に対し、早期支払に向け、適切かつ迅速な損害評価等の指導及び状況確認	

【凡 例】

① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。

② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。

「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施

③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について

「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
農 林 水 産 部	漁 政 課		水産経営（内水面漁業を含む。）◎	——	・庁内関係各課との情報共有 ・直轄機関及び漁業関係者等からの情報収集開始	・庁内関係各課との情報共有 ・直轄機関及び漁業関係者等からの情報収集 ・相談窓口の設置準備	・庁内関係各課との情報共有 ・直轄機関及び漁業関係者等からの情報収集 ・相談窓口の設置	・庁内関係各課との情報共有 ・漁業関係者からの情報収集 ・相談窓口の継続

〔凡 例〕

- ①対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ②「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
土 木 部	土木管理課	土木部関係団体 に関すること (総括)。	★	庁内関係各課との情 報共有開始	連絡会議委員として従事(課長)		対策本部幹事として従事(課長)	
					部内各課室との連絡 調整及び所管の団 体・施設所管課から の情報取りまとめ	⇒	⇒	部内各課室が検討す る県民生活の支援対 策の総括
		建設業者との連 携等に関するこ と。	◎	—	建設業関係団体を 通じた節水の依頼	⇒	建設業者の協力に よって支援が可能 な対応策の検討	⇒
	土木管理課 技術企画室	県発注工事・業 務への影響把握 に関すること。	◎	—	・適宜情報収集 ・県発注工事・業務 現場における節水 対策の周知・徹底	渇水による県発注 工事・業務への影 響調査	⇒	渇水の影響を踏まえ た県発注工事・業務 に係る遂行条件変更 等の検討
	河 川 課 (事務局)	県渇水対応庁内 連絡会議及び渇 水対策本部の事 務局の運営(対 外取材の窓口を 含む。)	★	庁内関係各課との情 報共有開始(専用の 回覧板立上げ)	連絡会議委員として従事(課長・水資源・ダム政策監)		対策本部幹事として従事(課長・水資源・ダム政策監)	
		国や関係機関と の連絡調整・情 報収集に関する こと。	★	関係機関からの情 報収集開始	・連絡会議の事務局 運営 ・随時、取材対応	・対策本部移行の準 備 ・随時、取材対応	・対策本部の事務局 運営 ・随時、取材対応	・県民生活の支援対 策の総括 ・随時、取材対応

【凡 例】

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印(更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印)又は▲印(地方対策本部を設置する地方局のみ)を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」: 総務企画対応 「◎」: 利用者対策 「□」: 用水確保に係る調整・支援 「◇」: 具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」: 当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
土 木 部	河 川 課 (事務局)	●	ダム貯水状況に 関すること。★	・ダムの貯水率等の 情報提供	⇒	⇒	・ダムの貯水率等の 情報提供 ・県管理ダムの底水 利用検討	⇒
			水利使用の調整 等に関するこ と。◎	—	・水利使用の調整に 関するあっせん又 は調停（河川法第 53条第3項） ・水利使用の特例に 関する承認（河川 法第53条の2）	⇒	⇒	⇒
	都市整備課	●	生活用水（上水 道・簡易水道等） に関するこ と。□	・市町の情報収集 ・庁内関係各課及び 各保健所との情報 共有開始	連絡会議委員として従事（課長）		対策本部幹事として従事（課長）	
				・市町の情報収集及 び各保健所への情 報提供 ・給水制限が発生し た場合、国（厚生 労働省）へ報告	⇒		・市町の情報収集及 び各保健所への情 報提供 ・国（厚生労働省） への報告 ・関係機関等への応 援要請	⇒
			下水道に関する こと。◎	—	下水処理施設の被 害状況の情報収集 及び調査	⇒	・対応策の検討 ・下水処理水の再利 用に関する検討	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
公 営 企 業 管 理 局	総 務 課	●	公営企業管理局 所管施設に関する こと（総括）。★	庁内関係各課との情 報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） 局内各課との連絡調 整及び施設所管課か らの情報取りまとめ⇒		対策本部幹事として従事（課長） ⇒局内各課が検討する 県民生活の支援対策 の総括	
	発 電 工 水 課	●	工業用水（県営 分に限る。）の 供給対策に関する こと。□	・ 庁内関係各課との 情報共有開始 ・ 水利状況の確認、 情報収集 ・ 対象地域での渇水 対策協議会等の決 定に従い対応 ・ 経済産業局へ渇水 状況の報告	連絡会議委員として従事（課長） ⇒		対策本部幹事として従事（課長） ⇒	
	県 立 病 院 課	○	県立病院に関する こと。◎	・ 県立病院への情報 提供 ・ 県立病院の状況に 関する情報収集	⇒	（レベル 2 の対応継続） 必要に応じ、県立病 院間での備蓄飲料水 等の融通の調整	対策本部幹事として従事（課長） ・ 県立病院への情報 提供 ・ 県立病院の状況に 関する情報収集 ・ 県立病院における 水の確保のための 関係機関との連絡 調整⇒	

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「―」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容					
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5	
教育委員会	教育総務課	●	教育関係団体・施設に関すること（総括）。★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） 事務局内各課室との連絡調整及び所管の団体・施設所管課からの情報取りまとめ		対策本部幹事として従事（課長） ⇒		事務局内各課室が検討する県民生活の支援対策の総括
	義務教育課		公立小・中学校に関すること。◎	教育総務課からの連絡・指示を受け、適宜情報収集（各教育事務所、各市町教育委員会と連携）	教育総務課からの連絡・指示を受け、情報収集（各教育事務所、各市町教育委員会と連携）	⇒	⇒	⇒	
	高校教育課		県立高校、県立中等教育学校に関すること。◎	教育総務課からの連絡・指示を受け、適宜情報収集	教育総務課からの連絡・指示を受け、情報収集	⇒	⇒	⇒	
	特別支援教育課		県立特別支援学校に関すること。◎	教育総務課からの連絡・指示を受け、適宜情報収集	教育総務課からの連絡・指示を受け、情報収集	⇒	⇒	⇒	
県有施設所管課			節水の啓発及び施設利用者への対応に関すること。◎	—	・各施設への節水の啓発 ・施設利用者への渇水情報の提供・節水の呼び掛けの依頼	⇒	施設の影響把握	渇水による施設の休止等の検討	

【凡 例】

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
地 方 機 関	総務県民課	▲	地方対策本部の事務局の運営	★	本庁関係各課との情報共有開始	連絡会議の状況注視	・連絡会議の状況注視 ・地方対策本部設置の準備	本庁対策本部との連携 局内各課室との連絡調整及び関係機関・団体との連携の総括
	総務県民課 支局総務県民室 その他各庁舎を管理する課所 ※庁舎所在市町が渇水対応を行っている場合に限る。		管理する庁舎の節水対策	◎	—	職員及び来庁者への節水の呼び掛け	⇒	・水道の減圧 ・冷房運転の制限 ・その他節水対策の実施（庁舎内水道の利用制限等） (レベル 4 の対応継続) 断水等対応のための物資確保
	各地域福祉課		救護施設、児童福祉施設、社会福祉施設等に関すること。	◎	適宜情報収集	・適宜情報収集 ・施設との連絡調整（注意喚起）	・適宜情報収集 ・連絡体制（本庁、地方局・支局、施設）の確立	・施設との連絡調整（状況確認） ・適宜情報収集
	各環境保全課		生活用水（上水道・簡易水道等）の給水制限状況に関する情報収集	□	環境政策課と連携の上情報収集	適宜情報収集	⇒	⇒

【凡 例】

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名		役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
地 方 機 関	各部関係課室		各産業の渇水被害に関する情報収集 ◎	本庁各課と連携の上、適宜情報収集	・適宜情報収集 ・関係機関・団体との連携確認	⇒	・適宜情報収集 ・支援ニーズの把握	⇒
	各ダム管理事務所		・情報の収集及び提供 □ ・河川管理	・利水者に対し、ダム貯水率などの情報を提供 ・渇水調整協議会での決定による放流量の調整	⇒	⇒	⇒	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「―」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

7 被害状況等の取りまとめ・報告

(1) 定期報告

対策本部を設置した場合（レベル3以降）においては、報道機関への情報提供を行うため、各担当課は、水源の状況、生活用水、農業用水及び工業用水の実態並びに農林水産物の被害状況を把握し、当該被害状況やその他必要な事項について、次のとおり事務局に報告する。

なお、報告の頻度は、県民の関心が高いと思われるダムの貯水状況・生活用水の給水制限状況については毎日とし、それ以外の報告内容については少なくとも週1回とする。

報告内容	担 当 課	情報日時	報告日時	発表日時
ダムの貯水状況	河川課	正午現在	毎日（平日のみ）14時まで	毎日（平日のみ）15時まで
生活用水の給水制限状況	都市整備課			
工業用水の取水制限状況	企業立地課 発電工水課（県工水のみ）	変更があった日又は報告日時現在	変更があった日又は毎週木曜日まで	変更があった日（随時）又は毎週金曜日の15時まで （少なくとも週1回）
農作物・家畜・林産物・水産物の被害状況	農政課 農産園芸課 畜産課 林業政策課 水産課	報告日時現在	毎週木曜日まで	毎週金曜日の15時まで （週1回）

※水源の状況が回復傾向にあり、対策本部の解散が近い場合など、置かれた状況に応じ、報告を求める頻度を緩和することもありうる。

(2) 特別（緊急）報告

緊急を要するものその他定期報告により対応する暇がないものについては、報告内容の如何にかかわらず、その都度報告するものとする。

8 県において実施・検討する渇水対策・支援メニュー

県において有事の際に実施する渇水対策や検討することとなる県民生活等への支援メニューは、次のとおりである。

なお、これらは、平成6年渇水の際に実施したものであり、今後の渇水時には、その時の県民生活への影響や具体的な状況等を踏まえ、改めて検討するものとする。

(1) 各課室所管施設等の節水対策（各部（施設所管課））

レベル2以降に随時実施する（25ページの表 「県有施設所管課」の項目参照）。

なお、各課室においては、所管施設以外に国の出先機関等に対する節水の啓発活動等への協力の呼びかけも行う。

(2) 各課室における県民生活・事業活動支援メニュー

主に、レベル4・5時において、又は渇水対応が完了した後に検討する。

○施設整備補助金

○低利の資金貸付制度 など

(3) 用水の確保

レベル4・5時に検討する。

○代替用水の確保・遊休井戸の活用

○海水淡水化装置の借り上げ・設置

○水ヶ峠トンネルの湧水の利用※

○ダムの底水の使用

○ダムや河川の水利転用 など

※水ヶ峠トンネルの湧水利用は、松山市が『国道317号水ヶ峠トンネル内の湧水の利用に関する協定』（平成9年4月締結）に基づき要請を行うため、前倒しで実施する場合もある。

9 県以外からの協力・支援体制

(1) 広域レベルで協定締結しているもの

- 広島県から愛媛県今治市関前地区（岡村島）への用水供給に関する基本協定
（平成25年7月締結）
- 広島県と愛媛県との分水に関する基本協定（昭和57年9月締結；上島町上水）
- 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月締結）
- 県及び20市町による「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」
（平成28年2月締結）
- 令和4年7月に水不足が懸念された5市長（四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、松山市）と緊急渇水対策会議を開催し、上記「災害時における県・市町相互応援協定」に基づいた相互支援（※）を提案
※特に渇水状況が厳しい市町の要請に対して、応援可能な市町から水等の提供を行うもの。

(2) 市町レベルで組織（協議会）設置又は協定締結しているもの

- 中予3市2町（松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町）による「渇水等緊急時における相互応援協定」（平成14年7月締結（平成17年4月再締結））
- 西条市と松山市による「渇水等の緊急時における相互応援に関する協定」
（令和4年8月締結）

(3) 民間との協力体制（平成6年渇水時の実績；詳細は資料編（53・54ページ）参照） 次の事項に関し、民間業者に協力をいただいた。

- 海水淡水化装置の設置（建設業者、機械業者、鉄鋼業者、繊維製品業者）
- 浄水を提供・購入（水運業者）
- 生活用水の輸送（建設業者、食料品業者）

(4) 自衛隊による支援（平成6年渇水時の実績；詳細は資料編（53・54ページ）参照） 生活用水の輸送に関し、自衛隊（陸上・海上）の支援をいただいた。

参 考

愛媛県渇水対策本部要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県渇水対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(本部の設置又は解散)

第2条 異常な渇水状況に対処し、県民生活に欠くことのできない生活用水、農業用水及び工業用水の不足の実態を把握し、総合的な渇水対策を推進するため、次の場合に本部を設置する。

- (1) 県内の複数の市町において生活用水の給水制限が実施された場合で、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあり、被害の規模、社会的影響等を考慮し、県庁一丸となって対策を講じる必要があると知事が認めたとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

2 本部は、渇水解消の見通しがついたときに解散する。

3 本部を設置し、又は解散したときは、事務局は、直ちにその旨を関係機関に通知するものとする。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全県的な渇水情報の集約及び分析
- (2) 全県的な渇水被害の把握
- (3) 全県的な節水対策の取りまとめ及び県民、企業等への広報活動
- (4) 渇水地域に対する広域的な用水確保対策の調整及び指導
- (5) 渇水被害を防止し、又は軽減するための応急対策の実施
- (6) その他必要とする事項

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事を、本部付は教育長及び公営企業管理者を、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置く。

2 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部長が必要であると認めるときは、市町その他の機関の職員に対し、本部会議への出席を求めることができる。

(地方対策本部)

第6条 本部長が必要と認めるときは、地方局に地方対策本部を設置することができる。

2 地方対策本部は、地方本部長、地方副本部長及び地方本部員をもって組織する。

3 地方本部長は地方局長の職にある者を、地方副本部長は各地方局の地域産業振興部長、健康福祉環境部長、農林水産振興部長及び建設部長の職にある者を、地方本部員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 地方対策本部は、本部の指示に従い、所管区域内における本部の任務に従事し、必要に応じ本部に報告するものとする。

(幹事会)

第7条 本部に別表3に掲げる職にある者により組織する幹事会を置き、本部の事務に従事させる。

(事務局)

第8条 本部の事務局は、土木部河川港湾局河川課に置く。

2 地方対策本部の事務局は、地方局の地域産業振興部総務県民課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部及び地方対策本部の運営に関し必要な事項は、それぞれの本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

防災安全統括部長 総務部長 企画振興部長 観光スポーツ文化部長 県民環境部長 保健福祉部長 経済労働部長 農林水産部長 土木部長 公営企業管理局長 副教育長
--

別表2 (第6条関係)

地域産業振興部総務県民課長 地域産業振興部地域政策課長 健康福祉環境部企画課長

健康福祉環境部環境保全課長
 農林水産振興部農業振興課長
 農林水産振興部農村整備課長（中予地方局にあつては、同部農村整備第一課長）
 建設部管理課長
 ダム管理事務所長
 公営企業管理局発電工水管理事務所長
 公営企業管理局工業用水道管理事務所長
 教育事務所長

別表 3（第 7 条関係）

総務部総務管理局行政経営課長
 総務部総務管理局財産活用推進課長
 総務部総務管理局人事課長
 総務部行財政推進局財政課長
 総務部行財政推進局市町振興課長
 企画振興部政策企画局総合政策課長
 企画振興部政策企画局広報広聴課長
 企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室長
 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
 県民環境部県民生活局県民生活課長
 県民環境部防災局防災危機管理課長
 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
 経済労働部産業雇用局産業政策課長
 経済労働部産業雇用局企業立地課長
 農林水産部農政企画局農政課長
 農林水産部農業振興局農地整備課長
 農林水産部農業振興局農産園芸課長
 土木部土木管理局土木管理課長
 土木部河川港湾局水資源・ダム政策監
 土木部河川港湾局河川課長
 土木部道路都市局都市整備課長
 公営企業管理局総務課長
 公営企業管理局発電工水課長
 公営企業管理局県立病院課長
 教育委員会事務局管理部教育総務課長

愛媛県渇水対策庁内連絡会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県渇水対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(連絡会議の設置又は解散)

第2条 県内の複数の市町において、生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障等が報告されたとき、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策が実施された場合に、気象状況を踏まえて連絡会議を設置する。

2 連絡会議は、愛媛県渇水対策本部が設置されたとき、又は渇水解消の見通しがついたときに解散する。

3 連絡会議を設置し、又は解散したときは、会長は、直ちにその旨を委員に通知するものとする。

(任務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 渇水情報の集約及び分析
- (2) 渇水被害の把握
- (3) 渇水対策の検討
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、土木部河川港湾局長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、土木部河川港湾局河川課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

総務部総務管理局行政経営課長
総務部総務管理局財産活用推進課長
企画振興部政策企画局総合政策課長
観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
県民環境部県民生活局県民生活課長
県民環境部防災局防災危機管理課長
保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
経済労働部産業雇用局産業政策課長
経済労働部産業雇用局企業立地課長
農林水産部農政企画局農政課長
農林水産部農業振興局農地整備課長
農林水産部農業振興局農産園芸課長
土木部土木管理局土木管理課長
土木部河川港湾局水資源・ダム政策監
土木部河川港湾局河川課長
土木部道路都市局都市整備課長
公営企業管理局総務課長
公営企業管理局発電工水課長
教育委員会事務局管理部教育総務課長

河川法（昭和39年法律第167号）

（目的）

第1条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（渇水時における水利使用の調整）

第53条 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

3 河川管理者は、第1項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

（渇水時における水利使用の特例）

第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第1項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

